

蕪崎市電子メール入札実施要領

(趣旨)

第1条 市が発注する物品、役務等に関する契約に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）について、電子メールによる入札(以下「電子メール入札」という。)を実施するものとし、その実施に関しては、関係法令および蕪崎市財務規則(平成28年3月31日規則第18号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(電子メール入札の実施対象)

第2条 競争入札を実施するにあたり、公告または通知したものについて、電子メール入札を実施するものとする。

(入札書等の送付方法等)

第3条 電子メール入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、電子申請により、入札書その他当該入札の公告または通知で指定する書類(以下「入札書等」という。)の送信に使用するメールアドレスを本市に登録しなければならない。登録が無い事業者は、指名時及び公告時に速やかに登録を行い、承認された後、指定する期日までに入札書等が到達するよう入札書等を送信しなければならない。

2 電子メール入札の場合は、必ず公告に掲載している入札書様式を使用し、入札書に記名押印したものをPDFに変換し、市が公告後に付与するパスワードを設定して電子メールに添付して送信すること。

(同等品審査)

第4条 電子メール入札の入札参加者が、入札に係る公告に掲載する仕様書に記載されている物品以外の物品での入札をするときは、入札通知書に記載している期限までに同等品審査を受け、入札に係る同等品承認願(別記様式第1号)に承認を受けなければならない。ただし、同等品を認める場合に限る。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、指定する期日までに入札辞退届を提出しなければならない。提出方法は、持参・郵送・メール送信を問わないが、メール送信の場合は、PDFに変換し、市に登録したメールアドレスから市の入札専用メールアドレスに送信すること。

(入札書等の保管等)

第6条 契約担当者は、入札書等が電子メールで到達したときは、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、再送信、書換え、引換えまたは撤回をすることはできない。

(開札)

第7条 電子メール入札の開札の執行にあたっては、立ち会いを希望する場合は、指定された期日までに申し出ること。立会希望者がいない場合は、契約管財担当以外の職員を立ち合わせ、電子メールの添付ファイル等に設定されたパスワードを解凍し、添付ファイルを開封（開札）するものとする。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 送信された入札書が期日までに本市の入札専用メールアドレスに到達しない場合
- (2) 入札書等の必要とする書類が添付されていない電子メールによる場合
- (3) 入札参加の資格のない者が入札した場合
- (4) 市に事前登録したメールアドレス以外を使用して入札した場合

- (5) 送信された入札書類等にパスワードが設定されていない場合、または指定したパスワード以外が設定されていた場合
- (6) 送信された電子メール又は入札書類が、コンピュータウイルスに感染していた場合
- (8) 同一入札について、電子メールが再送信されるなどにより、入札書が2通以上到達した場合
- (9) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない場合
- (10) 入札書記載の金額を加除訂正したと疑われる場合
- (11) 入札書記載事項に誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である場合
- (12) 談合その他不正の行為があったと認められる場合
- (13) 公告または通知で指定し、入札保証金の納付が必要な場合に納入期限までに納付または入札保証金に代わる担保を納付または提供しない場合
- (14) 紛失等により、電子メールで送信された入札書と、その原本が相違なく同一のものと確認出来ない場合
- (15) その他入札に関する条件等に違反した場合

(入札回数)

第9条 電子メール入札は2回とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

2 第1回目で落札者が決定しない場合は、2回目の入札を別途定めるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第10条 開札の結果、落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札参加者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。くじの方法は、『韮崎市電子メール入札手引き』を参照すること。

(入札を延期する場合等の措置)

第11条 サーバー及びメールシステムに不具合が生じたり、または不正な行為等により必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止または取消しをすることができる。

2 電子メール入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等添付の電子メールを延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第12条 電子メール入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(その他)

第13条 市が受診する電子メールは、セキュリティの関係で、サーバーから入札専用メールアドレスまでの到着に時間がかかるため、送信は時間に余裕をもって行うこと。

2 入札は、「韮崎市電子メール入札手引き」の手順に従い行うこと。

3 落札者は、入札書の原本を落札後速やかに提出すること。

付 則

この要領は、令和7年1月30日から施行する

